

《海外募集型企画旅行(ダイナミックパッケージ)旅行条件書》

この旅行条件書は、旅行業法などに基づき、お客さまに交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。

お申し込みの際にはインターネットホームページにおいて旅行日程などコース毎の条件を説明したものを(以下「ホームページ」といいます。)および本旅行条件書を十分ご確認・ご理解いただきますようお願いします。

1 旅行契約の締結および適用範囲

- (1) お申し込みの旅行(ダイナミックパッケージ)のコースは、株式会社ダイナスティーホリデー(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書によるほか、ホームページ、旅行日程表および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。)によります。

2 契約の内容

- (1) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引受けます。

3 旅行契約のお申し込みと契約の成立

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金全額のお支払いを受けることを条件にインターネットによる旅行のお申し込みを受け付けます。(この旅行契約を以下「通信契約」といいます。)
- (2) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客さまが責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申し込み・締結・解除などに関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (3) 当社は、申込手続き完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)などの連絡に係る当社の営業日・営業時間・連絡先(電話・ファクシミリなど)および連絡方法を案内します。
- (4) 通信契約の旅行条件は以下の通りです。
 - ① 通信契約のお申し込みの際には、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社にお申し出いただけます。
 - ② 通信契約は、当社らがお客さまの「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社らが当該契約のお申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」(ホームページ、電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など)により行う場合は、当該通知がお客さまに到達したときに成立します。(お客さまがその内容を知りえる状態になった時をいい、お客さまが内容を了知した時ではありません)
 - ③ 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。(お客さまとカード会社との間の代金引落日ではありません。)
 - ④ 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第 13 項(1)「旅行契約の解除旅行開始前」の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

4 お申し込み条件・参加条件

- (1) 参加の旅行に対し有効なパスポート・ビザをお持ちの方で渡航先国の出入国に問題ないことを条件といたします。
詳しくは第6項（渡航書類の取得）をご参照ください。
- (2) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。※同意書はホームページからダウンロードできます。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (4) 現在、健康を損なわれている方、慢性疾患の方、妊娠中の方、障がいのある方、その他健康上の理由をお持ちの方、補助犬利用の方などで、特別の配慮を必要とする場合や旅行中の歩行に際して配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申し込み時点で必ずお申し出ください。当社は所定の「お伺い書」または「健康診断書」の提出をお願いする場合があります。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さま負担とします。また、現地事情や運送・宿泊機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただく場合、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、ご参加をお断りさせていただく場合があります。さらに、ご参加の場合には、旅行契約の一部を変更させていただくことがあります。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6) 妊娠中のお客さまは、お客さまご自身の責任においてご参加いただけます。ただし、①訪問国による入国制限、②ご利用の航空会社による搭乗制限がある場合がありますので、お申し込み時点で必ずご確認ください。
- (7) ほかにお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (8) お客さまの都合による別行動はできません。ただし、別途条件でお受けする場合があります。
- (9) お客さまの都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡が必要です。その場合、離団した部分の旅行費用（第7項（1）に記載されたものなど）の払い戻しは行いません。
- (10) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (13) その他当社らの業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

5 契約書面および確定書面

- (1) 契約書面とはホームページに掲載した募集型企画旅行の旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および本旅行条件書をいいます。確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表のことをいいます。
- (2) 当社は、あらかじめお客さまの承諾を得て、前(1)の契約書面および旅行日程表に記載すべき事項をホームページ上への表示など情報技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなします。この場合、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器に備えられたファイルに記載すべき記載事項が記録されたことを確認します。また、お客さまの使用するパソコンなどの通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載すべき記載事項を記録し、お客さまが記載すべき記載事項を閲覧したことを確認します。
- (3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は契約書面および旅行日程表に掲載するところによります。
- (4) ①旅行日程②宿泊機関の名称③最低限、日本発着時に利用する運送機関の名称およびその便名など④旅行サービスの提供を最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻⑤旅行地における当社との

連絡方法などが契約書面に記載されていない場合にはこれらを記載した旅行日程表をお渡しします。

- (5) 旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。)なお、旅行のお申し込みが旅行開始日の前日から起算して7日前以降になされた場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- (6) 当社は、旅行日程表をお渡しする前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客さまから問合せがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

6 渡航書類の取得

- (1) 旅行に必要なパスポート、ビザ、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客さま自身で行っていただきます。また、お客さま固有の事情により、渡航先国の判断でお客さまの入国が許可されなかった場合も当社はその責任は負いません。
- (2) お申し込みのコースに必要なとされるパスポートの残存期間その他必要な手続き(ESTA など)については、訪問国の在日大使館または領事館(乗り継ぎを行う国を含む)にビザの要否・パスポートの必要残存有効期間をご確認のうえ、ご自身の責任において、入国に必要なビザ、パスポートをご用意ください。
- (3) 当社と旅行契約を締結したお客さまからの依頼によって、当社は渡航手続代行契約として業務を行うことがあります。その場合、当社は規定に基づき旅行業取扱料金をいただきます。

7 旅行代金

- (1) 旅行代金とはホームページのお支払額欄に「旅行代金」として掲載されたものをいい、後記第13項(1)(ア)の「取消料」および第18項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8 「旅行代金」に含まれるもの

- (1) ホームページに旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
 - ① 航空運賃・料金(コースにより等級が異なります)
 - ② 燃油サーチャージ込コースの燃油サーチャージ(航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。)
 - ③ ホテルの宿泊代金、税金、サービス料金
 - ④ 食事に係る代金(機内食は除外)、税金、サービス料
 - ⑤ お1人につきスーツケースなど2個の受託手荷物運送代金(お1人各23kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社にご確認下さい。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。
 - ⑥ その他ホームページの中で含まれる旨表示したもの
 - ⑦ ホームページに明示した送迎(空港と宿泊場所間)のバス、車などの料金
- (2) 上記のものはお客さまの都合により利用しなくても払い戻しの対象外です。

9 「旅行代金」に含まれないもの

- ① 渡航手続諸経費(パスポート・ビザの取得料金、予防接種料金)
- ② 日本国内における自宅から発着空港などまでの交通費や宿泊費など
- ③ 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項(1)⑤における航空会社の定める手荷物の有料分
- ④ 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
- ⑤ 航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったとき

はその分を返金します。(前項(1)②のコースの燃油サーチャージは除きます)

- ⑥ 空港諸税、空港施設使用料および空港旅客保安サービス料など(以下「空港諸税など」といいます。)
- ⑦ 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- ⑧ クリーニング、電話に係る料金、インターネット利用料、ホテルのボーイ、メイドなどへのチップ、その他追加飲食などの個人的諸費用
- ⑨ 傷害・疾病に関する医療費など
- ⑩ 「オプションツアー」などと称する、現地にて現地旅行会社などが希望者のみを募って実施する小旅行
- ⑪ その他ホームページの中で「○○料金」と表示したもの

1 0 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客さまに固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。
- (2) 前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

1 1 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社は、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、または減少することがあります。
- (2) 前(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (3) 当社は、前(1)により運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第10項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関などが提供する旅行サービスに対する取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。
- (5) 前(4)により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関などが当該旅行サービス提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したこと(以下「オーバーフロー」といいます。)による場合は旅行代金の額の変更をいたしません。
- (6) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページに掲載した場合において旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、ホームページに掲載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

1 2 お客さまの交替

- (1) お客さまの交替は受け付けておりません。また、お名前前の訂正についても一旦予約したツアーの取り消しの後、再度新規でご予約となります。

1 3 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① 旅行開始前のお客さまの解除権

(ア) お客さまは第3項により旅行契約が成立した後に以下の<表1> <表2> <表3>に定められた取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

<表 1> 日本発着時に航空機を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表 2> 日本発着時に LCC を含む航空会社が個人向けに販売する航空券と同一条件の正規割引航空券(PEX 運賃等)を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行契約締結後に解除する場合（下記を除く）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表 3> 日本発着時に貸切航空機(チャーター便)を利用する募集型企画旅行契約に係わる取消料表(お一人様)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降または無連絡不参加	旅行代金の100%

(注 1) 「旅行契約の解除期日」とは、お客さまがホームページ(マイページ)にて解除の手続きをされた時を基準とします。

(注 2) 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。

(注 3) 上記表内の「旅行代金」とはホームページのお支払額欄に「旅行代金」として掲載されたものをいいます。

(注 4) 上記表内の「旅行開始後」とは、往路航空便の搭乗手続きを完了した時とします。

(注 5) 上記表 2 の取消料はホームページ等に当該航空券が利用されること、航空会社の名称、利用する運賃の種別および航空券取消料等の合計額を明示した際、出発日にかかわらず適用されます。

(イ) 旅行契約成立後にご契約内容(出発日・フライト・ホテル・お部屋タイプ・宿泊日数・ご参加者・人数など)を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(ウ) 渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

(エ) 以下に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 18 項<表 4> 左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- b 第 11 項 (1) に基づき旅行代金が増額されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- d 当社がお客さまに対し、第5項(5)の期日までに旅行日程表をお渡ししなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により、ホームページに掲載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- f 旅行日程に含まれる地域について、外務省から「レベル3：渡航は止めて下さい。(渡航中止勧告の場合、お客さまが旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります)。

(オ) 当社は前(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金から所定の取消料を差引き、残りを払い戻します。また前(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金を全額払い戻します。

② 旅行開始前の当社の解除権

(ア) 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- a お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
- c お客さまがほかのお客さまに迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d お客さまが契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e 「重複予約」などにより、航空会社・宿泊期間などによって予約が自動的に取り消されたとき。
- f 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページに掲載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- g 前f.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「レベル3：渡航は止めて下さい。(渡航中止勧告)」以上の危険情報が発せられたとき。ただし「レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい。」以下の危険情報が出された場合、お客さまの安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には当社は旅行を実施いたします。その場合、お客さまが旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。
- h お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(イ) 当社は、前(ア)により旅行契約を解除した場合は、既に受理している旅行代金を全額払い戻します。

(2) 旅行開始後

① 旅行開始後のお客さまの解除・払い戻し

(ア) お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、離団部分に係る旅行費用の払い戻しはいたしません。

(イ) お客さまの責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、お客さまは(1)(ア)の取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(ウ) 前(イ)の場合、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払い戻します。ただしその事由が当社の責に帰さない場合は、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

② 旅行開始後の当社の解除・払い戻し

(ア) 以下に該当する場合は、当社はお客さまに事由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための者による当社の指示に従わない場合、またはこれらの者もしくは同行するほかの旅行者に対する暴行もしくは脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d 前c.の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から危険情報が出され旅行

の継続が不可能になったとき。

e お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(イ) 解除の効果および払い戻し

前 (ア) により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払い戻します。

(ウ) 帰路手配

上記 (ア) a.c.d.により当社が旅行契約を解除した場合は、お客さまの依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客さまの負担となります。

1 4 旅行代金の払い戻し時期

- (1) 当社は、第 11 項および第 13 項の規定により、お客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、当該金額を払い戻します。この場合、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除にあってはホームページに掲載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻すべき額を通知し、当該通知を行った日をカード利用日とします。

1 5 旅程管理業務

- (1) 当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対し以下の業務を行います。
 - ① お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - ② 前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
 - ③ 前②の代替サービスの手配を行うに当たり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (2) お客さまは旅行を円滑に実施するため、現地係員の指示に従っていただきます。

1 6 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前 (1) の場合を除き、お客さまに対してその損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 手荷物について生じた前 (1) の損害については、前 (1) の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して、21 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客さま 1 人につき、15 万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

1 7 特別補償

- (1) 当社は、第 16 項 (1) の定めに基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、お客さまが募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物のうえに被った一定の損害について以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

- ① 死亡補償金：2,500 万円
- ② 後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の 3 から 100%
- ③ 入院見舞金：入院日数により 4 万円から 40 万円
- ④ 通院見舞金：通院日数により 2 万円から 10 万円
- ⑤ 携帯品損害補償金：お客さま 1 名につき 15 万円を限度

ただし、補償対象品の 1 個または 1 対については 10 万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、宝石類、サーフボード、撮影ずみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスクなど情報機器（コンピュータおよびその端末装置などの周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第 18 条 2 項に定める品目については補償しません。

- (2) 前 (1) の損害については当社が第 16 項 (1) の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前 (1) の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前 (2) に規定する場合において、前 (1) の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第 16 項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前 (2) の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。）に相当する額だけ縮減するものとします。
- (4) お客さまが旅行中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病などのほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これに類する危険な運動中の事故によるものなど約款の「特別補償規程」第 3 条および第 5 条に該当する場合は、当社は前 (1) の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) お客さまが募集型企画旅行の行程から、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡なしに離団された場合は、当該離団中にお客さまが被られた損害については、約款の「特別補償規程」第 2 条 2 項に定めるところにより募集型企画旅行参加中の事故とはみなされないことから、補償金および見舞金を支払いません。
- (6) 当社の募集型企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (7) ただし、ホームページにおいて、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（これを当社では「無手配日」といいます。）については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

18 旅程保証

- (1) 当社は、以下の〈表 4〉左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に掲載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更が次の①②③に該当する場合は変更補償金を支払いません。
 - ① 〈表 4〉左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。ただし第 11 項 (5) でいう「オーバーフロー」が発生している場合を除きます。
 - (ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - (イ) 戦乱
 - (ウ) 暴動
 - (エ) 官公署の命令
 - (オ) 欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止
 - (カ) 遅延、運送スケジュール変更などの当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (キ) お客さまの生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - ② 第 16 項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
 - ③ 第 13 項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係わる変更であるとき。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま 1 名に対して 1 旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客さま 1 名に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金を

支払いません。

- (3) 当社は、お客さまが同意された場合は、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が前 (1) の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 16 項 (1) の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係わる変更補償金を当社に返還していただきます。
この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額とお客さまが返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

<表 4> 変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = 旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合	旅行開始日以降にお客さまに通知した場合
①旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②入場する観光地または観光施設（レストランを含みません。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が等級および設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
④運送機関の種類（航空機・鉄道・船舶・自動車など）または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥日本国内と外国との間における直行便の乗り継ぎ便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦宿泊機関の種類（ホテル・コンドミニアムなど）または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に掲載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) 上記表内の「旅行代金」とはホームページの各コースの価格表示欄に「旅行代金」として掲載されたものをいいます。
- (注2) 旅行日程表が交付された後は、「ホームページ」は「旅行日程表」と読替えます。
- (注3) ①については、「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。
- (注4) ②については「入場する観光地」「観光施設」それぞれ1件として算出します。
- (注5) ③については、利用日数にかかわらず、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件として算出します。
- (注6) ④については、1フライト・1乗車・1乗船ごとに1件としますが、「種類」「会社名」同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例としてA航空（エコノミークラス）からB航空（ビジネスクラス）のように等うときは、補償対象外とします。
- (注7) ⑦の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。
- (注8) ⑧の中で複数の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。
- (注9) ⑧の中で「客室の種類」とは、スタンダード、デラックス、スイート、1人部屋、ツイン・ダブルなどの2人部屋、3人部屋のことをいいます。
- (注10) ⑧の中で「客室の設備」とは、バス・シャワーおよびトイレの設備の有無のことをいい、「その他の客室の条件」とは、階数指定、隣部屋指定または禁煙部屋指定などのことをいいます。

(注11) ⑧の中で、ベッドタイプがツインからダブルへの変更について、現地の慣習により変更発生とはみなしません。

(注12) ⑨については、件数の算出は①～⑧の基準を適用しますが、率の算出は⑨を適用します。

19 お客さまの責任

- (1) お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、またはお客さまが当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に、ホームページや旅行日程表の旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

20 その他

【危険情報・衛生情報】

- (1) 渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：www.pubanzen.mofa.go.jp」でご確認ください。
- (2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：www.forth.go.jp」でご確認ください。

【旅行契約に含まれない諸費用】

- (3) お客さまが個人的な案内・買物などを現地係員などに依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】

- (4) お買物に際しては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品などのお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなど必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、購入店・空港にて手続き方法をご確認のうえ、お客さま自身の責任で行ってください。ワシントン条約または国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がありますので、ご購入には十分ご注意ください。

【こども代金・添い寝プラン・幼児代金】

- (5) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上 12 才未満のお客さまに適用します。添い寝プランは「こどもがホテルでベッドを使用せず」且つ添い寝プラン利用の諸条件（旅行地により異なります。）を満たしたグループに適用されます（一部コースに設定）。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席を使用しないお客さまに適用し別途ご案内します。また、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。なお、大人 1 人が同伴できる幼児代金適用者は 1 人に限られます。幼児が航空機の座席を使用する場合は、こども代金または添い寝プランが適用になります。

【マイルージサービス】

- (6) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、この場合の同サービスに関するお問い合わせ、登録などはお客さまご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更などにより、お客さまが当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第 16 項 (2) に従い責任を負いません。

【旅行の再実施】

- (7) 当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【氏名の英文スペル記入上のご注意】

- (8) お申し込み時点の氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に当社にお知らせください。氏名の訂正については一旦予約したツアーの取り消しの後、再度新規でご予約となります。

2 1 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供する旅行サービスの手配およびこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は当社ら、およびこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い アンケートのお願い 特典サービスの提供 統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファクス番号、メール アドレス、パスポート番号、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内といたします。
- (3) 当社が必要な個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客さまのご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社および当社の手配代行者（当社海外現地法人を含む）は、本項（1）により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付して提供します。
- (5) 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスといったお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

この旅行条件書は 2016 年 10 月の基準に基づきます。